

三大成人病充実コース

7大疾病保障特約付がん・上皮内新生物保障特約付リビング・ニーズ特約付代理請求特約[Y]付健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付
 集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】
 契約のしおり、約款についてはパンフレットをご覧ください。

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。(共済組合が保有する健診データを保険会社に提携することを同意された方)(キャッシュバックがない場合もあります。)

特約を付加することによって保障範囲を拡大することができます！

「健康情報活用商品」には  のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

■保障内容等【加入対象区分：本人・配偶者】

保障区分	保障内容	申込保険金額			
		500万円	300万円	200万円	100万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金(※1)	500 万円	300 万円	200 万円	100 万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金(※1)				
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金(※2)	250 万円	150 万円	100 万円	50 万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金(※2)	50 万円	30 万円	20 万円	10 万円



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

(注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約

余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額500万円の場合>

保険金種類	お支払事由					
	死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病	上皮内新生物
		悪性新生物(がん) ^(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 慢性腎不全 重度の高血圧性疾患 肝硬変	
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金					
	お支払事由のいずれかに該当で 500万円					
特約	7大疾病保険金					
	お支払事由のいずれかに該当で 250万円					
特約	がん・上皮内新生物保険金					
	お支払事由のいずれかに該当で 50万円					
お支払事由ごとの保険金額合計	500万円	800万円	750万円	250万円	50万円	

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ⚠️ ●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

◎保険金受取イメージ<お申込金額主契約500万円の場合>

①一時金でお支払いします。



②一時金+年金形式でお支払いします。



●年金額は「年金保険」で契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

■保険金のお支払いに関するご注意内容等

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}
7 大 疾 病 保 険 金 ^{※13}	●悪性新生物(がん)	加入日(*)前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金		加入日(*)前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日(*)以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。

※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時含まれます。

※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りです。

※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。

※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。

※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。

※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

充 実 制 度

■月額掛金

<保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額 500万円、300万円、200万円、100万円>

(注)合計月額掛金は主契約に「7大疾病保障特約」と「がん・上皮内新生物保障特約」を付加した場合の掛金です。

(単位：円)

男 性																
本 人・配偶者																
申込保険金額	500万円				300万円				200万円				100万円			
年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金 ^(注)	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金 ^(注)	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金 ^(注)	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金 ^(注)
	500万円	250万円	50万円		300万円	150万円	30万円		200万円	100万円	20万円		100万円	50万円	10万円	
15歳	625	250	60	935	411	150	36	597	304	100	24	428	197	50	12	259
16～20歳	830	325	65	1,220	534	195	39	768	386	130	26	542	238	65	13	316
21～25歳	1,085	350	65	1,500	687	210	39	936	488	140	26	654	289	70	13	372
26～30歳	1,110	400	70	1,580	702	240	42	984	498	160	28	686	294	80	14	388
31～35歳	1,355	525	80	1,960	849	315	48	1,212	596	210	32	838	343	105	16	464
36～40歳	1,810	675	100	2,585	1,122	405	60	1,587	778	270	40	1,088	434	135	20	589
41～45歳	2,480	975	150	3,605	1,524	585	90	2,199	1,046	390	60	1,496	568	195	30	793
46～50歳	4,095	1,700	235	6,030	2,493	1,020	141	3,654	1,692	680	94	2,466	891	340	47	1,278
51～55歳	6,750	2,700	360	9,810	4,086	1,620	216	5,922	2,754	1,080	144	3,978	1,422	540	72	2,034
56～60歳	10,530	4,600	620	15,750	6,354	2,760	372	9,486	4,266	1,840	248	6,354	2,178	920	124	3,222
61～65歳	16,375	7,325	1,135	24,835	9,861	4,395	681	14,937	6,604	2,930	454	9,988	3,347	1,465	227	5,039
66～69歳	24,210	10,575	1,740	36,525	14,562	6,345	1,044	21,951	9,738	4,230	696	14,664	4,914	2,115	348	7,377

(注)合計月額掛金は主契約に「7大疾病保障特約」と「がん・上皮内新生物保障特約」を付加した場合の掛金です。

(単位：円)

女性 本人・配偶者																
申込保険金額	500万円				300万円				200万円				100万円			
年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金 ^(注)	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金 ^(注)	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金 ^(注)	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金 ^(注)
	500万円	250万円	50万円		300万円	150万円	30万円		200万円	100万円	20万円		100万円	50万円	10万円	
15歳	600	275	60	935	396	165	36	597	294	110	24	428	192	55	12	259
16～20歳	705	325	75	1,105	459	195	45	699	336	130	30	496	213	65	15	293
21～25歳	830	375	125	1,330	534	225	75	834	386	150	50	586	238	75	25	338
26～30歳	1,035	500	160	1,695	657	300	96	1,053	468	200	64	732	279	100	32	411
31～35歳	1,445	725	225	2,395	903	435	135	1,473	632	290	90	1,012	361	145	45	551
36～40歳	2,090	1,100	305	3,495	1,290	660	183	2,133	890	440	122	1,452	490	220	61	771
41～45歳	3,020	1,825	400	5,245	1,848	1,095	240	3,183	1,262	730	160	2,152	676	365	80	1,121
46～50歳	3,790	2,375	500	6,665	2,310	1,425	300	4,035	1,570	950	200	2,720	830	475	100	1,405
51～55歳	4,935	3,025	515	8,475	2,997	1,815	309	5,121	2,028	1,210	206	3,444	1,059	605	103	1,767
56～60歳	6,065	4,025	595	10,685	3,675	2,415	357	6,447	2,480	1,610	238	4,328	1,285	805	119	2,209
61～65歳	8,580	4,775	805	14,160	5,184	2,865	483	8,532	3,486	1,910	322	5,718	1,788	955	161	2,904
66～69歳	11,310	6,375	905	18,590	6,822	3,825	543	11,190	4,578	2,550	362	7,490	2,334	1,275	181	3,790

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳＝令和6年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の掛金のお払込みを免除し、掛金が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※上記主契約部分の掛金には制度運営費(月額90円)が含まれています。制度運営費分はキャッシュバックの対象外です。

※新規加入および特約の付加は65歳までです。

申込のパターン

- ① 主契約 + 7大疾病保障特約 + がん・上皮内新生物保障特約
- ② 主契約 + 7大疾病保障特約
- ③ 主契約 + がん・上皮内新生物保障特約
- ④ 主契約

準備したい保障内容に応じて
必要な特約を自由に組み合わせることができます。

新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください